

令和6年1月 22 日

あわら市上下水道事業包括的民間委託業務に関する質問事項及び回答

あわら市上下水道事業包括的民間委託業務公募型プロポーザル実施要領等に関する質問事項及び回答は次のとおりです。

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	(付表2) 芦原温泉上水道財産区水道事業包括的民間委託に係る参考資料	検定満期メーター交換情報管理及びメーター在庫管理業務(簡易)の具体的な業務内容をご教示ください。	検満メーター交換業者へのメーター受け渡しや受発注は財産区職員にて行いますが、年度末のメーターたな卸業務を想定しています。
2	(付表2) 芦原温泉上水道財産区水道事業包括的民間委託に係る参考資料	開閉栓や滞納整理業務などを含め水道会館に業務従事者を常駐させず、あわら市様にて業務従事している受託職員が、水道会館に立ち寄り、開閉栓情報や滞納者情報の把握の上、業務実施するような形でよいでしょうか。	水道会館での窓口は財産区職員で行うことを想定します。そのため、毎日指定時間に訪問していただき、必要書類を入手の上、開閉栓を含む業務を実施していただければと考えます。
3	(付表2) 芦原温泉上水道財産区水道事業包括的民間委託に係る参考資料	会計予算、決算支援業務の具体的な業務内容をご教示ください。	決算については、決算仕訳伝票の入力、固定資産登録、決算書ひな形の作成を想定します。 予算については、予算仕訳の入力と予算書ひな形の作成を想定します。 ※日常伝票、決算統計入力、予算要求額入力は含んでいません。
4	(要求水準書) 第3章 業務要求水準 統括マネジメント業務(5)	各種調査依頼に関わる資料作成支援の具体的な業務はどのようにお考えでしょうか。	業務範囲については、給水人口調査、水道統計、決算統計の資料整理、情報入力などのデータ整理、情報収集などを想定しています。
5	(要求水準書) 第3章 業務要求水準 第34条 水道施設運転管理等支援業務(2)	6) 受託者は、運転管理上必要な除雪を行うこと。の範囲はどのようにお考えでしょうか。	対象となる施設内通路とそこまでの道路を想定しています。業務が遂行できる範囲をお考え下さい。そのため、幹線道路などの除雪は除外となります。

6	(要求水準書) 第3章 業務要求水準 営業業務 (5)	業務に必要な定型の印刷物は委託者が調達するとありますが、印刷物は納付書、督促状、検針票、検針のお知らせハガキ、送付用の封筒など営業業務に関わる印刷物すべてという認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
7	(要求水準書) 第3章 業務要求水準 第34条 水道施設運転管理等支援業務 (2)	5) 受託者は、残留塩素濃度、配水量を確認・記録するとともに、分析して委託者と共有すること。とは具体的にどのような運用手順をお考えでしょうか。	クラウド監視システムより配水場のデータを出力し、EXCEL等で管理、分析することを想定しています。
8	(要求水準書) 第1章 業務概要 第12条 別紙4 準備すべき資器材	業務開始前の引継ぎ期間より委託者から、必要な資器材で準備すべきものを協議等で引継ぎ、受託者の判断で用意すること。について、営業業務で使用する事務机や社員の更衣室は借用可能でしょうか。	事務机については、一部不足する可能性があり、別途相談させて頂きたいと思います。更衣室については、女性は準備可、男性は中央監視室を本市職員と共用頂くことを想定しています。
9	(公募要領) 6.6 プレゼンテーション及びヒアリングに関する留意事項 (2)	1者あたりのプレゼンテーションの持ち時間は30分以内について、会場での準備時間は別と考えてよろしいでしょうか。	準備が完了し、本市事務局より開始の通知をしてからの時間計測となります。また、片付けについても時間には含みませんが、速やかな進行にご協力をお願いします。
10	(公募要領) 3.2 参加表明書の提出 (4)	イ①共通資料(・法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書 ・法人市民税、法人都道府県税、事業所税、固定資産税の滞納がないことの証明書)について、本社所在地のみでよろしいでしょうか(委任先は不要とする)。	お見込のとおりです。
11	(要求水準書) 第3章 業務要求水準 第24条 施設保全計画支援業務 (3)	4) 下水道施設における中継ポンプ及びマンホールポンプを施設台帳システムに追加整備することとありますが、台帳に登録する機器台数をご提示ください。	中継ポンプで64点、マンホールポンプで288点を想定しています。
12	(要求水準書) 第3章 業務要求水準 第37条 上下水道設備保守管理業務 (3)	点検内容については、これまでの委託者の業務の実績を参考にすることとありますが、昨年度の点検仕様書をご提示ください。	令和5年度あわら市上水道設備定期点検業務仕様書を提示します。令和6年1月26日を閲覧日とさせていただきますので、8:30から17:15に事務局までお越しください。

13	(要求水準書) 第3章 業務要求水準 第37条 上下水道設備保守管理業務(3)	図書閲覧資料「施設日常点検及び年次点検業務一覧」の中に「下水道施設清掃委託料」の記載もありましたが、要求水準書記載の通り、下水道の定期点検及び清掃業務は委託者が実施することによろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
14	(要求水準書) 第3章 業務要求水準 第38条 修繕業務(1)	年間の修繕費の上限額の記載がありますが、これを超えた場合は別途協議の上増額も可能でしょうか。	委託者と受託者との協議により対応を決定します。
15	(要求水準書) 第3章 業務要求水準 第24条 施設保全計画支援業務(4)	7)の設計図書について、設計書の積算基準は、下水道用設計標準歩掛表の最新版の使用によろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
16	(要求水準書) 第3章 業務要求水準 第39条 機電設備予防保全対策業務(1)	1)に「令和6年度は委託者が実施する、業務について委託者を支援する」とありますが、具体的な支援内容についてどのようにお考えでしょうか。	支援内容について、設計図書の作成に係る助言、施設機能停止時における運転管理人的支援、施設台帳システムへの登録等を実施いただく予定です。
17	(要求水準書別紙) 別紙1 業務実施体制(5)	機電設備予防保全対策の業務従事者について、水道布設工事監督者は常駐を求められるのでしょうか。	常駐を求めません。事業計画書の作成及び設計図書の照査が役割となります。
18	(要求水準書) 第3章 業務要求水準 第24条 施設保全計画支援業務(3)	上下水道台帳管理において、対象は機電設備(土建、管路は除外)によろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
19	(要求水準書) 第3章 業務要求水準 第27条 人材育成支援業務(2)	「年間の研修計画を作成し年2回以上研修を実施」とありますが、各業務において年2回以上実施するという想定でしょうか。	委託業務全体で年2回以上実施することを想定しています。
20	プロポーザル実施要領 P3 1.11 許認可等の取得に関する事項	「～事業者は本市を支援すること。事業者が自ら行うべき申請・届出については、本市は事業者を支援する。」とありますが、本市が支援する項目・事業者が本市を支援する項目の代表的な項目をご教示ください。	本市が支援する項目は、受託業者が行う工事・施設管理・料金関係等の関係機関への申請・届出を想定しています。事業者が本市を支援する項目は、受託業者が行う工事・施設管理・料金関係等申請書類等の作成を想定しています。

21	プロポーザル実施要領 P3 1.11 許認可等の取得に関する事項	本業務の類似した業務の実施経験等は参加資格要件に含まれないのでしょうか。	特に業務の実施経験等は参加条件に含んでいません。
22	プロポーザル実施要領 P5 3.2 参加表明書の提出	財務諸表（過去3年間）とありますが、令和2年・令和3年・令和4年の3カ年分と理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
23	プロポーザル実施要領 P5 3.2 参加表明書の提出	「(4) イ 次に掲げる資料」に記載のある証明書・登記簿謄本等は原本が必要でしょうか。写しで問題ないでしょうか。	写しで問題ありません。
24	プロポーザル実施要領 P11 6.6 プレゼンテーション及びヒアリングに関する留意事項	「出席者人数は補助者を含め6人以内とする。」とありますが、事前の出席者リスト等の提出は必要でしょうか。	事前の届出は必要ありません。
25	プロポーザル実施要領 P11 6.6 プレゼンテーション及びヒアリングに関する留意事項	プレゼンテーションの当日追加の資料等の配布は可能でしょうか。	プレゼンテーション当日の追加資料の提出は不可となります。
26	要求水準書 P5 第11条	貸与いただく上下水道課（1F）の面積等について、図面等を用いてご教示ください。	貸与予定場所の図面を提示します。 令和6年1月26日を閲覧日とさせていただきますので、8:30から17:15に事務局までお越しください。
27	要求水準書 P15 (営業業務)	現在、本委託業務に携わっておられる人数について、その役職及び役割ごとにご教示ください	検針13人(うち検針員12人)、料金徴収2人、開閉栓担当1人、会計担当2人です。 役職は控えさせていただきます。
28	要求水準書 P16 第43条 窓口業務 (4)～会計課への払込	来庁者の上下水道料金等の支払いは、主に会計課窓口で支払うのか上下水道課窓口で支払うのか。また上下水道課での窓口の月平均支払い件数をご教示ください。	原則、会計課窓口で支払いますが、納付相談等での支払いは上下水道課窓口で支払うこともあります。上下水道課窓口での支払いは月1回程度です。

29	要求水準書 P17 第44条 検針業務 (5)～再検針及び調査	異常水量及び未検針等の現地調査の令和4年度の対応件数をご教示ください。	1,161件です。
30	要求水準書 P18 第47条 収納業務 (8) 口座振替の推進	口座振替の登録数を推進する対策の現状貴市が実施する事例をご教示ください。	検針票に口座振替推進の案内を記載しています。
31	要求水準書 P21 第50条 検定満期メーター (7) メーター在庫管理	月末に報告するメーター在庫を確認するメーター在庫は上下水道課庁舎内の同一箇所と理解してよろしいでしょうか。もしくは庁舎外に保管場があるのかご教示ください。	市役所庁舎内にある倉庫のみでメーターの在庫を管理しています。
32	要求水準書 P24 第62条 末端水質検査業務	水質検査業務の実施日は、通常の窓口業務の実施日時と同様の年末年始を除く、月曜日から金曜日と理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
33	要求水準書 P24 第63条 ～システム導入支援業務	「2) 切り替え時支援」で通常の入力業務の他にシステム導入に対しての入力業務等があるかご教示ください。	システム導入に対しての入力業務は想定していません。
34	要求水準書 P31 別紙4 準備すべき資器材	準備すべき資器材に記載のない、上下水道課庁舎内で使用するOA機器や事務機、その他本業務で使用する備品、封筒や印刷物等の費用は貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。また、その他で受託者が用意する備品等があればご教示ください。	本業務実施上で使用するOA機器等や印刷物等の費用は本市が負担します。受託者にて使用する報告書等の費用は受託者負担となります。
35	プロポーザル方式 評価要領 P1 1 審査機関	選定委員会に貴市職員様以外の外部審査員はいらっしゃいますか。いる場合、職員様との割合をご教示ください。	外部審査委員1名を想定しています。割合については、回答することはできません。

36	プロポーザル方式 評価要領 P1 3 選定方法 (2)	「選定委員会の委員は、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。」とありますが、ここでいう「審査項目ごとに評価・評点を行う」とは、【別紙】1 選定基準の「企業実績」を例とした場合、「経営の健全性」や「実績」の単位で評価・評点を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
37	プロポーザル方式 評価要領 P1 3 選定方法 (2)	「選定委員会の委員は、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。」とありますが、委員による具体的な評点方法（評点のつけ方）についてご教示ください。	委員による具体的な評点方法（評点のつけ方）について、回答することはできません。
38	プロポーザル方式 評価要領 P1 4 選定項目	基準点は要求水準による評価点と裁量点の合計とするとありますが、裁量点はどのような点を評価されるのでしょうか。	技術提案書及びプレゼンテーションの内容について、各選定委員の実務経験を踏まえ、実効性を勘案し評価します。
39	プロポーザル方式 評価要領 P3 別紙 選定基準	「企業実績」のうち「経営の健全性」については定量評価と推測しますが、当該審査項目の評価点のつけ方（基準や計算式等）についてご教示ください。	事務局で評価します。 評価点のつけ方（基準や計算式等）について、回答することはできません。
40	プロポーザル方式 評価要領 P3 別紙 選定基準	「統括マネジメント業務」のうち「統括マネジメント業務の考え方及び独自提案」について、ここでいう「独自提案」とは、要求水準（書）を上回る提案を評価するという意図でしょうか。	お見込のとおりです。
41	プロポーザル方式 評価要領 P3 別紙 選定基準	「その他」として「業務遂行にあたっての有効な提案」という審査項目が設定されておりますが、ここでいう「業務」（対象）に指定や優劣はなく、本業務のうちいずれの業務を対象としたものであっても有効な提案であれば評価するという理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
42	プロポーザル方式 評価要領 P3 別紙 選定基準	各項目の要求水準点と裁量点の得点配分は公表頂けないでしょうか。	公表することはできません。

43	プロポーザル方式 評価要領 P3 別紙 選定基準	特記事項の記載がない項目はどのような点をご評価いただけるのでしょうか。可能であれば特記事項に追記いただければと存じます。	要求水準の業務内容の実効性を評価しますので、追記はできません。
44	プロポーザル方式 評価要領 P3 別紙 選定基準	提案書の記載は、【別紙】選定基準に沿って行うとの理解でよろしいでしょうか。また各項目のページ数も任意と考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
45	プロポーザル方式 評価要領 P3 別紙 選定基準	提案書（添付が許可いただければ添付資料）と見積書以外が評価の対象となることはないと考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。 ただし、審査項目の企業実績は参加表明書提出時の資料が評価対象となります。
46	プロポーザル方式 評価要領 P3 別紙 選定基準	「価格」については定量評価と推測しますが、当該審査項目の評価点のつけ方（基準や計算式等）についてご教示ください。 また、得点化にあたっては、計算した結果を審査員分合算する形をとるのでしょうか（実質得点差×審査員分） 金額以外の得点を審査員の平均化し、金額分の得点を加算する形をとるのでしょうか。	「価格」については定量評価で事務局が得点化します。 評価方法は公表できません。
47	プロポーザル実施 要領 P1 1.7 委託方式	委託方式について伺います。「責務はすべて本市の水道技術管理者が有する」とありますが、水道技術管理者が実施する「機電設備予防保全対策業務」における完成検査は、貴市が実施すると考えてお間違いないでしょうか。	お見込のとおりです。
48	プロポーザル実施 要領 P3 1.11 許認可等の 取得に関する事項	道路占有許可等の申請は貴市が実施すると考えてよろしいでしょうか。	道路占有許可等の申請自体は本市が行いますが、書類等の作成のあたっては、支援をお願いします。
49	プロポーザル実施 要領 P3 2.2 参加 資格要件	プロポーザル実施要領と公告文（P1）に記載されている参加資格要件に異なる点があります。どちらが正なのでしょうか。	公告文（P1）に記載されている参加資格要件を正としてください。

50	プロポーザル実施 要領 P3 2.2 参加 資格要件	「(9) 参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。」とありますが、ここでいう「参加を希望する者の間」とは、参加表明者である単独企業又は共同企業体の構成員と他の単独企業又は共同企業体の構成員との間という理解でよろしいでしょうか。 2 社以上のグループ会社が別々の参加表明者（単独企業又は共同企業体の構成員）として本業務に参加することはできないことを規定した要件という理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
51	プロポーザル実施 要領 P3 2.1 技術提案に参加を表明する者の構成等	共同企業体協定書のサンプルの公表がありませんでしたが、任意のものでよいと考えてよろしいでしょうか。	任意のもので結構です。
52	プロポーザル実施 要領 P8 3.11 見積上限額	当該見積上限額は、芦原温泉上水道財産区水道事業分も含めた上限額でしょうか。	芦原温泉上水道財産区水道事業分は含みません。
53	プロポーザル実施 要領 P9 5.2 技術提案書の提出等 (4) ウ	芦原温泉上水道財産区分水道事業分の参考金額について伺います。本金額は評価の対象となるのでしょうか。評価の対象となる場合、選定基準のどちらの項目で評価いただけるのでしょうか。	評価対象外です。
54	プロポーザル実施 要領 P9 5.2 技術提案書の提出 (3)	「提出部数は、正本1部と写し10部とする。」とありますが、本件は匿名審査となるのでしょうか(写し10部には企業名や企業を類推できるロゴマーク等は記載しないなどの措置が必要でしょうか)	匿名審査ではありません。
55	プロポーザル実施 要領 P9 5.1 技術提案に係る提出様式	本編から参照する添付資料は、提案書のページ制限 (P30) に含まれるのでしょうか。また、本編 30 ページ以外の添付資料をご許可いただいた場合、添付資料は評価の対象となるのでしょうか。	本編 30 ページ以内の技術提案書のみで評価します。

56	<p>プロポーザル実施要領 P9</p> <p>5.1 技術提案に係る提出様式</p>	<p>目次はページ制限に含まれるのでしょうか。含まれる場合割愛してもよろしいのでしょうか。</p>	<p>目次はページ制限に含めません。</p>
57	<p>プロポーザル実施要領 P10</p> <p>6.4 本業務の引継ぎ手続き</p>	<p>「業務準備期間の費用については、本業務契約者の負担とする。」とあるのは、業務準備期間（引継期間）における委託者、受託者、既存受託者にかかる費用は各々が負担する趣旨という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
58	<p>プロポーザル実施要領 P10 6.6 プレゼンテーション及びヒアリングに関する留意事項（4）</p>	<p>「提出された技術提案書等を用いて説明することとするので、」とありますが、技術提案書等の要点をまとめたパワーポイント等を用意・使用は可能ですか。</p>	<p>可能です。</p>
59	<p>あわら市上下水道事業包括的民間委託に係る参考資料（付表 1）口座振替予告書</p>	<p>口座振替予告書はどのような理由、タイミングで送付するものなのでしょうか。</p>	<p>芦原温泉上水道財産区水道事業区域の下水道使用者に対して、検針票での口座振替予告ができないため、調定確定後に口座振替予告書を送付しています。</p>
60	<p>要求水準書 P1 序文</p>	<p>「本業務は、本要求水準のほか、募集要項等に提示された条件並びに受託者の提案内容に基づいて行うこと。」とありますが、ここでいう「募集要項等」に含まれるものをご確認させてください。</p>	<p>「募集要項等」とは、公告文及び実施要領を指します。</p>
61	<p>要求水準書 P3（契約期間）第 4 条第 1 項</p>	<p>「(前略) 基本契約書及び要求水準、その他関係書類（受託者の提案書含む）を含めた本件公示資料一式に従い業務を実施する。」とあります。基本契約書についてご開示いただけますでしょうか。</p>	<p>基本契約について、優先交渉権者決定後、協議の上作成します。</p>

62	<p>要求水準書 P4((業務実施体制) 第 6 条第 1 項 別紙 1 業務実施体制 (4))</p>	<p>「業務責任者」について、「【常駐を問わない】」とされているものがありますが、この場合、本業務への専従も問わない(あわら市以外の業務を兼務しても構わない)という理解でよろしいでしょうか。 専従を問わないという場合、仮に貴市に常駐している場合も別業務にあたれるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
63	<p>要求水準書 P4((業務実施体制) 第 6 条第 1 項 別紙 1 業務実施体制 (4))</p>	<p>「業務責任者」等【常駐を問わない】場合、どのように業務実態を管理されるのでしょうか。</p>	<p>要求水準に基づく業務履行に係る業務モニタリングを実施します。</p>
64	<p>要求水準書 P4((業務実施体制) 第 6 条第 1 項 別紙 1 業務実施体制 (5))</p>	<p>「業務従事者」のうち「機電設備予防保全対策」にある「あわら市水道事業給水条例第 48 条」の内容を確認させてください。 もしくは、「あわら市水道事業給水条例第 48 条」とあるのは、「あわら市水道事業水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例第 3 条(布設工事監督者の資格)」でしょうか。 (「責務はすべて本市の水道技術管理者が有する」との記載の整合性を確認させてください。)</p>	<p>記載の誤りです。 「あわら市水道事業水道の布設工事の監督及び水道技術管理者に関する条例第 3 条(布設工事監督者の資格)」に基づく資格を有することとしてください。</p>
65	<p>要求水準書 P4((業務実施体制) 第 6 条第 1 項 別紙 1 業務実施体制 (5))</p>	<p>「業務従事者」のうち「営業業務」について、「②営業業務の実務経験を 1 年以上有する者が、3 分の 1 以上となるよう配置すること。」とありますが、この場合の分母には検針員(パートタイマー)は含まれないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>

66	要求水準書 P5((業務実施場所) 第 11 条第 1 項	「受託者が営業業務を実施する場所は、委託者の施設であるあわら市役所上下水道課内（1F）とし（後略）」とありますが、維持管理業務を実施する場所（維持管理業務の拠点）についてご指定はないという理解でしょうか。	お見込のとおりです。
67	要求水準書 P5（受託者が準備すべき資器材） 第 12 条第 7 項	「受託者が使用するパソコンは、委託者が貸与する。」とありますが、これは営業業務において使用する特定のパソコンを貸与いただけるという理解でしょうか。また、貸与されるパソコンの台数をご教示ください。	お見込のとおりです。台数は営業業務で常駐される人数分を準備予定です。
68	要求水準書 P7（統括マネジメント業務）第 23 条第 1 項（1）4）	「委託者と芦原温泉上水道財産区水道事業との間で、サービス水準の統一に努めること。」とありますが、現状においてサービス水準に相違があるということでしょうか。また、相違がある場合、何がどのように異なっているのかご教示ください。	すべての業務において相違があります。市に2つの水道事業が存在し、それぞれの運営形態を有しているにご理解ください。
69	要求水準書 P7（統括マネジメント業務）第 23 条第 1 項（1）4）	「芦原温泉上水道財産区分水道事業」について伺います。現在対象業務を管理する料金システム・会計システムは、現在上水道事業で稼働するものと同じものなのでしょうか。また、新システム稼働後は、芦原温泉上水道財産区分と同じシステムを利用するのでしょうか。異なるシステムとなるのでしょうか。異なる場合、導入メーカーや使用回線、サーバー等の仕様をご開示ください。また、現時点での想定する執務場所についてもご教示ください。	芦原温泉上水道財産区水道事業が現在利用している料金システム・会計システムは、現在上水道事業で稼働するものとは別です。 新システム稼働後は、同じシステムで稼働を想定しており、同じネットワークにて運用できますが、別データベースとなります。 執務場所は基本的に市役所庁舎とし、毎日、時間帯を定め財産区水道会館に訪問することを想定してください。

70	要求水準書 P7 (統括マネジメント業務) 第 23 条 第 1 項 (1) 4)	上下水道事業と芦原温泉上水道財産区分水道事業で使用されている「検針のおしらせ」「納入通知書」「口座振替予告書」「口座振替不能通知書」「督促状」「催告書」「給水停止予告書」「給水停止執行書」のサンプルをご教示ください。(両面)	サンプルを提示します。 令和6年1月 26 日を閲覧日とさせていただきますので、8:30 から 17:15 に事務局までお越しください。
71	要求水準書 P8 (統括マネジメント業務) 第 24 条 施設保全 計画支援業務 (3) 4)	「技術的支援」として、「本業務の委託範囲以外の委託者が実施する業務において、委託者が受託者に支援を求めることができること。」とありますが、現時点において受託者に支援を求めたい事項又は受託者に支援を求めることが想定される事項があればご教示ください。	該当する内容がありません。 第 25 条事業運営支援業務(2)のご質問と判断し回答します。 法改正や事業運営における課題など早期の対応を求められるものを想定しています。
72	要求水準書 P9 (統括マネジメント業務) 第 27 条 人材育成 支援業務 (2)	「受託者は、年間の研修計画を作成し年 2 回以上研修を実施すること。」とありますが、ここでいう「年 2 回以上実施する研修」は、同条(1)の研修を指すものでしょうか。	お見込のとおりです。
73	要求水準書 P9 第 26 条 計画関連進 捗管理業務 (2)	PI A203 貯水槽清掃率について伺います。現在の貯水槽清掃率をご教示ください。	清掃率の把握はしていません。
74	要求水準書 P9 第 26 条 計画関連進 捗管理業務 (2)	PI A205 貯水槽指導率について伺います。現在の貯水槽指導率をご教示ください。(分母、分母の数値もご教示ください) 現在の貯水槽指導の実施主体についてご教示ください。	清掃の指導は行っていませんので、把握はしていません。
75	要求水準書 P9 第 26 条 計画関連進 捗管理業務 (2)	PI B609 薬品備蓄日数について伺います。現在の薬品備蓄日数をご教示ください。	1ヶ月程度です。
76	要求水準書 P9 第 26 条 計画関連進 捗管理業務 (2)	PI B612 給水車保有度についてご教示ください。	給水車は保有していません。

77	要求水準書 P9 第 26 条 計画関連進捗管理業務 (2)	PI C205 料金請求誤り割合 (分母/分子も) をご教示ください。	$5/(126,204/1,000)=0.039$
78	要求水準書 P9 第 26 条 計画関連進捗管理業務 (2)	PI C126 料金収納率を水道、下水道それぞれで 現年度分(分母/分子も) 過年度1年経過分(分母/分子も) をそれぞれ直近5年分程度ご教示ください。	水道 H30 現年度 97.83%、過年度 97.89% R1 現年度 98.57%、過年度 98.52% R2 現年度 98.70%、過年度 99.68% R3 現年度 99.86%、過年度 98.80% R4 現年度 99.69%、過年度 98.82% 下水道 H30 現年度 91.03%、過年度 49.64% R1 現年度 97.72%、過年度 48.37% R2 現年度 98.75%、過年度 58.86% R3 現年度 99.71%、過年度 58.78% R4 現年度 99.41%、過年度 47.46%
79	要求水準書 P9 第 26 条 計画関連進捗管理業務 (2)	PI C127 給水停止割合をご教示ください。	$120/(126,204/1,000)=0.95$
80	要求水準書 P10 (危機管理業務) 第 28 条 基本方針 (2)	本項に記載の「あわら市上下水道事業業務継続計画」及び「危機管理マニュアル」をご開示いただけませんか。	下水道事業業務継続計画を提示します。令和6年1月26日を閲覧日とさせていただきますので、8:30 から 17:15 に事務局までお越しください。 水道事業については、現在作成中ですので提示できません。
81	要求水準書 P10 (危機管理業務) 第 29 条 危機管理対応マニュアル変更業務 (1) (2)	本項に記載の「水道危機管理対応マニュアル」及び「下水道危機管理対応マニュアル」をご開示いただけませんか。	現在マニュアルとして提示できるのものはありません。事業継続計画をもとに本市と協議して作成することを期待します。
82	要求水準書 P11 (上下水道施設維持管理業務) 第 33 条 上下水道施設維持管理業務 (2)	「業務開始以降加減される施設、設備も対象とするが、その場合には契約変更の対象とする。」とありますが、現時点で計画されている業務期間中の施設・設備の加減はありますか。 計画がある場合、施設・設備の加減の時期・内容についてご教示ください。	更新を計画している施設はありますが、施設・設備の加減はありません。

83	<p>要求水準書 P11 (上下水道施設維持管理業務) 第 33 条 上下水道施設維持管理業務 (4) 3)</p>	<p>「前項により新たな費用が発生した場合には、別に委託者が負担する。」とありますが、不可抗力により受託者に新たに発生した費用のうち、委託者が負担する費用の例をご教示ください。</p>	<p>委託者から支援のための人員、資材等の追加を求められた場合を想定していません。</p>
84	<p>要求水準書 P11 (上下水道施設維持管理業務) 第 34 条 水道施設運転管理等支援業務 (2) 1)</p>	<p>「委託者が、運転管理を実施する。但し、監視システムからの警報等の通報内容を確認し、機器類故障などの不具合発生時には緊急対応を実施すること。」とありますが、委託者による運転管理体制(日勤・交代勤の勤務体制及び勤務場所など)をご教示ください。</p> <p>また、監視システムからの警報等の内容確認と緊急対応を実施するため、受託者は 24 時間 365 日の体制を構築する必要があるという理解でしょうか。</p>	<p>運転管理体制について、非常時以外は日勤で市役所庁舎内の中央監視システムにより運転を管理します。</p> <p>お見込のとおりです。ただし、緊急性が低い場合には緊急対応は不要とします。</p>
85	<p>要求水準書 P11 (上下水道施設維持管理業務) 第 34 条 水道施設運転管理等支援業務 (2) 3)</p>	<p>「受託者は、契約期間内に 1 回、各水道施設内の構築物等の点検を行うこと。」とありますが、対象となる「構築物等」を具体的にご教示ください。</p>	<p>「構築物等」とは配水池や電気室等の土木・建築施設を想定しています。</p>
86	<p>要求水準書 P11 (上下水道施設維持管理業務) 第 34 条 水道施設運転管理等支援業務 (2) 4)</p>	<p>「水槽等の清掃が必要な場合、受託者は、委託者に対し清掃や運転管理を踏まえた実施方法及びその費用について提案すること。また、実施に当たっては、機電設備の運転管理上の支援を行うこと。」とありますが、水槽等の清掃については委託者が実施するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>

87	<p>要求水準書 P11 (上下水道施設維持管理業務) 第 35 条 下水道施設 設運転管理業務 (2) 1)</p>	<p>「委託者が、運転管理を実施する。但し、監視システムからの警報等の通報内容を確認し、機器類故障などの不具合発生時には緊急対応を実施すること。」とありますが、委託者による運転管理体制（日勤・交代勤の勤務体制及び勤務場所など）をご教示ください。</p> <p>また、監視システムからの警報等の内容確認と緊急対応を実施するため、受託者は 24 時間 365 日の体制を構築する必要があるという理解でしょうか。</p>	<p>No.84 の回答と同じです。</p>
88	<p>要求水準書 P12 第 37 (2) 2)</p>	<p>リスクについての定義がありませんが、どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>優先交渉権者決定後に双方で協議し、業務分担およびリスクの明確化をしたいと考えています。</p>

89	<p>要求水準書 P12 上下水道施設維持 管理業務) 第 35 条 下水道施 設運転管理業務 (2) 2)</p>	<p>「ポンプ施設については、監視システムで受託者が準備するスマートフォンもしくはタブレット端末で監視すること。なお、ログインIDとパスワードは委託者より貸与する。」とあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該システムにより監視を行うポンプ施設を確認させてください。 ・当該システムによりポンプ施設の監視に加え、受託者が制御（運転操作）も行うものでしょうか。 ・当該システムによるポンプ施設の監視体制は 24 時間 365 日という理解でしょうか。 ・ログインIDとパスワードは、受託者が必要と考える人数分を貸与いただけるという理解でしょうか。もしくは共通のログインIDとパスワードを複数人で使用するものでしょうか。 ・当該監視システムの使用するにあたり、スマートフォン又はタブレット端末の仕様にご指定はありますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのポンプ施設が対象となります。 ・ポンプ施設の制御（運転操作）も受託者で行っていただきます。 ・監視体制は 24 時間 365 日です。 ・ID の貸与数について、人数分の対応を想定しますが、貸与できる数は人数によって金額が変更となる場合があるため、別途協議させていただきます。 ・スマートフォン又はタブレット端末の仕様に指定はありません。
90	<p>要求水準書 P12 (上下水道施設保 全管理業務) 第 37 条 上下水道 設備保守管理業務 (2) 1)</p>	<p>「上水道施設の機械、電気及び計装設備等の巡回点検については、重要施設 6 箇所は月 2 回以上、それ以外の施設 10 箇所は月 1 回以上とする。とありますが、重要施設 6 箇所についてご教示ください。</p>	<p>重要施設は、第1県水受水場、第2県水受水場、第3県水受水場、稲荷山配水場、国影配水場、北潟配水場の6箇所です。</p>

91	<p>要求水準書 P12 (上下水道施設保全管理業務) 第 37 条 上下水道設備保守管理業務 (3)</p>	<p>「点検内容については、これまでの委託者の業務の実績を参考にすること。(中略)なお、下水道の定期点検及び清掃業務については、委託者で実施する。」とあります。機械、電気及び計装設備の定期点検の内容、頻度、業務受託者、費用に関する委託者の実績をご教示ください。</p> <p>また、業務実績のうち、令和7年度以降も委託者が実施する下水道の定期点検及び清掃業務について具体的にご教示ください。</p>	<p>水道の機械、電気及び計装設備の定期点検の内容及び下水道の定期点検及び清掃業務の内容を提示します。</p> <p>令和6年1月26日を閲覧日とさせていただきますので、8:30 から 17:15 に事務局までお越しください。</p>
92	<p>要求水準書 P13 (上下水道施設保全管理業務) 第 38 条 修繕業務 (1)</p>	<p>「受託者は、委託者が示す修繕計画書等に基づき、修理、交換、分解整備、調整等の修繕を行うこと。」とあります。委託者による業務期間中の修繕計画書等についてご開示ください。</p>	<p>修繕計画書は、修繕の計画表を示すものではなく、各々の修繕を実施するための様式と理解してください。</p> <p>本様式について、契約後に受託者と協議して作成します。</p>
93	<p>要求水準書 P13 (上下水道施設保全管理業務) 第 38 条 修繕業務 (1)</p>	<p>「受託者は、委託者が示す修繕計画書等に基づき、修理、交換、分解整備、調整等の修繕を行うこと。」とありますが、受託者は修繕計画にない突発的な修繕についても、第 38 条 (2) ~ (4) に従い、対応するという理解でしょうか。</p>	<p>修繕計画書は No.92 の回答と同様です。</p> <p>突発的な修繕についても、修繕計画書の様式をもとに作成していただきます。</p>
94	<p>要求水準書 P13 (上下水道施設保全管理業務) 第 38 条 修繕業務 (1)</p>	<p>「前年度以前の上限額に未達がある場合は、その差額を加算した額を年間の修繕費の上限額とする。」とありますが、修繕費は実施の都度、精算するという理解でしょうか。</p> <p>仮に修繕の実施の有無に関わらず、年間の修繕費の上限額を 12 か月で割った金額が委託料として毎月支払われる場合で、最終年度に上限額(業務期間合計)に対して未達がある場合には、その差額はどのような取扱いとなりますでしょうか。</p>	<p>修繕費は各年度に四半期ごとに支払うことを想定しています。上限額に達しない場合は、最終支払い時に調整します。</p>

95	<p>要求水準書 P13 (上下水道施設保全管理業務) 第 38 条 修繕業務 (2) 1)</p>	<p>「建築付帯設備等の修繕」とありますが、「等」に含まれる設備についてご教示ください。</p>	<p>外構及び建具を想定しています。</p>
96	<p>要求水準書 P13 (上下水道施設保全管理業務) 第 38 条 修繕業務 (3)</p>	<p>「受託者が修繕に使用する材料等は、修繕を行う時点における法令や各種標準仕様書の内容を満たし、かつ、性能等が原状と同等以上のものを使用すること。」とありますが、修繕の使用材料等は受託者が調達するものであり、委託者からの提供されるものはないという理解でしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
97	<p>要求水準書 P13 (上下水道施設保全管理業務) 第 38 条 修繕業務 (4) 1) 2)</p>	<p>「受託者は、対象施設や設備の破損や故障、不具合を確認し修繕を実施するには、修繕費を見積りし、修繕費に応じて以下の対応を行うこと。」とあり、「1 件あたりの修繕費が 50 万円 (税抜) 未満」の場合と「1 件あたりの修繕費が 50 万円 (税抜) 以上」の場合の対応が示されておりますが、ここでいう「修繕費が 50 万円 (税抜)」は、見積業者から取得した見積金額に受託者の諸経費を乗せた金額を指すという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
98	<p>要求水準書 P13 (上下水道施設保全管理業務) 第 39 条 機電設備 予防保全対策業務 (2) 2)</p>	<p>「受託者は、委託者が承認した各事業年度の事業計画書に従い業務を実施すること。」とありますが、下水道施設 (設備) について、国補助金の有無・多寡によらず、受託者は事業計画書に従って業務 (更新) を実施するという理解でしょうか。</p>	<p>下水道施設 (設備) については、国補助金の金額に合わせて事業計画書を変更し、それに従って業務 (更新) を実施していただきます。</p>

99	要求水準書 P14 (上下水道施設保 全管理業務) 第 39 条 機電設備 予防保全対策業務 (3)	「業務の実績が、年間上限額未満になる場合においては、残額の執行について、委託者と協議すること。」とありますが、機電設備予防保全対策業務(資本的支出(建設改良費)にて執行する更新)にかかる費用は、実施の都度、精算するという理解でしょうか。	お見込のとおりです。
100	要求水準書 P14 (上下水道施設保 全管理業務) 第 39 条 機電設備 予防保全対策業務 (8)	「マンホールポンプの更新の場合、設計基準書により作成の必要がある場合がある」とあります。設計基準書をご開示いただけないでしょうか。	契約後に受託者に開示します。
101	要求水準書 P14 (ユーティリティ 管理業務) 第 40 条 薬品類調 達在庫管理業務 (仕様規定) (1)	「年間の薬品類の調達に係る上限額は、994 千円(税抜)とする。」とありますが、年間の上限額を超えて薬品類の調達が必要になる場合には委託者が調達するという理解でしょうか。	お見込のとおりですが、残留塩素濃度を見ながら塩素注入量を調整する等、薬品類の使用量が少なくなるよう努めてください。
102	要求水準書 P15 (ユーティリティ 管理業務) 第 41 条 システム 利用料等管理業務 (2)	「光熱水の使用量及び使用料金の管理」とあることから、受託者は光熱水の使用量及び使用料金の管理のみであり、光熱水の使用料金は委託者が負担する(支払う)という理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
103	(ユーティリティ 管理業務) 第 41 条 システム 利用料等管理業務 (3)	「(前略) 業務期間中の施設数の増減も本業務の対象とする。」とあります。業務期間中の施設数の増減について、貴市の計画又は想定をご教示ください。	更新を計画している施設はありますが、施設数の増減はありません。
104	要求水準書 P15 (営業業務)第 42 条 一般事項 (2)	芦原温泉上水道財産区分水道事業使用者で下水道を滞納している方は何契約ありますか。また未納金額の合計もご教示ください。	約 65 契約、未納金額約 63,700,000 円です。

105	要求水準書 P15 (営業業務)第 42 条 一般事項 (2)	現在の芦原温泉上水道資産区分との検針データのやり取りについて伺います。どのような形で検針データを受領していますか。新システムに移行された場合どのような形での検針データ授受をお考えですか。	現在はメールで水量データを受領します。新システム移行後は、システム上の操作により受領が可能となる予定です。
106	要求水準書 P16 (営業業務)第 42 条 一般事項 (3) 2)	①現在の閉栓中のメーター数と閉栓時も検針の対象となるメーターについてご教示ください。 ②「(市営住宅及び一部集合住宅は除く)」とありますが、どのような理由から除かれているのでしょうか。	①現在閉栓中のメーター数は約 2,500 件です。閉栓時も検針の対象となるメーターは集合住宅及び給水停止中のメーターの一部です。 ②市営住宅等は入退去を市で管理していたり、入退去が頻繁ではない等の理由により、除いています。
107	要求水準書 P17 第 44 条検針業務 (5)	異常水量調査を行う際の基準となる閾値をご教示ください。	前回の水量から 20 m ³ の増減を閾値としています。
108	要求水準書 P20 第 50 条 検定満期メ ーター交換情報管 理及びメーター在 庫管理業務	検定満期の交換業務について伺います。毎年何月から何月まで実施しているのでしょうか。	7月から 12 月までで実施しています。
109	要求水準書 P20 第 50 条 検定満期メ ーター交換情報管 理及びメーター在 庫管理業務	交換施行事業者からくるデータは、CSV やエクセルなどの電子データとして一括取り込みができるのでしょうか。 又はペーパーで受領するのでしょうか。	現在はペーパーをもとに手入力しています。新システムでは一括取り込みができるようになる予定です。
110	要求水準書 P21 第 52 条水道給水 施設窓口業務	(2) 2) ~ 4) 給水装置に係る問合せについて、問い合わせに回答するための給水装置工事施工基準書はありますか。また、何年度改訂でしょうか。	本市の給水装置工事施工基準書はありませんので、公益財団法人給水工事技術振興財団発刊の給水装置工事技術指針を準拠してください。
111	要求水準書 P21 第 52 条水道給水 施設窓口業務	施工基準等以外のイレギュラーな案件については、職員さまのご対応と考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
112	要求水準書 P22 第 54 条給水装置 工事申請に伴う占 用申請書作成業務	(2) 2) 占用申請書作成とありますが、占用で作成する書類をご教示ください。	占用で作成する書類とは、占用申請書、位置図、平面図、断面図、交通規制図等です。

113	要求水準書 P22 第 54 条 給水装置 工事申請に伴う占 用申請書作成業務	(2) 3) 占用申請書発送について、 市、県、国で発送方法がそれぞれ違 うのでしょうか、また、それぞれの 発送方法をご教示ください。	現時点では、市は市役所庁舎内のため 持参、県は持参もしくは郵送、国は電子 申請となっています。
114	要求水準書 P23 第 61 条 下水道接 続推進に関する業 務	現在の下水道接続推進に関する世 帯数とおおよその世帯数別にご教 示ください。 また、汚水処理方式別の未接続世帯 についてもご教示ください。	接続推進世帯数は約 500 世帯で、現在 の汚水処理方式は浄化槽が約 350 世帯 で、汲み取りが約 150 世帯です。
115	要求水準書 P23 第 61 条 下水道接 続推進に関する業 務	契約期間内で共用開始する地区は ありますか。ある場合の対象戸数 をご教示ください。	契約期間内で供用開始する地区はありま す。対象世帯は約 20 戸です。
116	要求水準書 P24 第 61 条 下水道接 続推進に関する業 務	下水道接続推進対象家屋データの 現在の管理方法についてご教示く ださい。 また、対象家屋への接続促進方法に ついて現在の運用をご教示くださ い。(訪問・架電頻度や未接続理由の 分類等)	エクセルデータにて年1回、水道料金シ ステムと住基データを突合し管理してい ます。 接続促進方法については、年に一度、訪 問により接続啓発活動を行い、未接続理 由について聞き取りを行っています。
117	要求水準書 P24 第 63 条 会計、 料金システム導入 支援	①平衡稼働の実施期間についてご 教示ください。 ②データ移行を含む開発スケジ ュールについてご教示ください。 ③料金の日割り計算式のパター ンをご教示ください。	①令和7年1月から3月を予定していま す。 ②令和6年4月から11月で設計、令和7 年1月から3月でデータ移行を予定して います。 ③本市給水条例において判断してくださ い。
118	要求水準書 P26 別 紙実施体制 (5)	あわら市水道事業給水条例第 48 条 では令和 3 年 4 月 1 日施行分では 第 44 条までしかないように見受け られますが、いかがでしょうか。	記載の誤りです。 あわら市水道事業水道の布設工事の監 督及び水道技術管理者に関する条例第 3 条 (布設工事監督者の資格) として ください。
119	要求水準書 P27 別 紙実施体制	排水設備工事責任技術者の配置に ついてですが、福井県の排水設備工 事責任技術者の受験資格が、排水設 備工事の「設計」「施工」のみとなっ ており、本委託業務を通じた資格取 得が困難です。 他都市の排水設備工事責任技術者 の資格でもよろしいでしょうか。	契約時には構いませんが、可能であれば 受託期間中に取得していただくことを希 望します。

120	要求水準書 P31 別紙 4	<p>①業務に必要な駐車場はご貸与いただけますか。</p> <p>②貸与品リストをご教示ください。 (執務場所、除雪機等) また、有償となるものについては月額金額をご教示ください。</p>	<p>①公用車駐車場を予定しています。</p> <p>②要求水準書第 11 条業務実施場所をご確認ください。貸与品は無償で記載外では什器で、不足の場合は受託者で準備してください。</p>
121	その他	<p>本業務にはコンサルタント業務とのハザマにあるような業務を含んでいるかと存じますが、関連する業務の中で引き続きコンサルタントに発注する業務についてご教示ください。(EX:ストックマネジメント、アセットマネジメント作成業務、経営支援業務 等)</p>	<p>経営戦略やストックマネジメント、アセットマネジメント作成業務はコンサルに発注することを想定していますが、支援する業務については、受託者において判断願います。</p>